

令和 7 年度本庄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）

令和 7 年 8 月 1 日策定

1 趣旨

平成 25 年 4 月 1 日施行の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、市が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るため、本方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。なお、地区公民館等の小規模な施設の清掃業務については優先的に調達に努める。

5 推進の方法

競争性及び透明性の確保に留意するとともに、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。なお、障害者就労施設等が提供可能な物品等については、障害福祉課から各機関へ情報提供するものとする。

6 調達目標

令和7年度の調達目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 前年度調達額を上回る額

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 その他

(1) 販売機会の確保

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の市庁内等での物品の販売や市及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。